



市第 1965 号

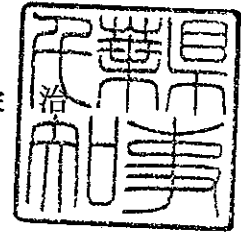
千葉県個人情報保護審議会
会長 土屋 俊 様

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用
拡大及び保護措置について（諮問）

下記のことについて、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 9
第 2 項の規定により諮問します。

平成 26 年 12 月 3 日

千葉県知事 鈴木 栄



記

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）の改正による本人
確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用
及び提供に関する条例」（平成 24 年千葉県条例第 84 号）の改正について